

独立行政法人日本スポーツ振興センター
令和元年度第1回契約監視委員会審議概要

1 開催日

令和元年5月22日(水)14時00分～16時00分

2 開催場所

本部事務所特別会議室

3 出席委員(敬称略)

委員長 清水 幹裕(弁護士)
委員 青山 伸一(公認会計士)
委員 小林 順治(監事)
委員 大橋 玲子(監事)

4 議題

- (1) 平成30年度契約(平成31年1月～平成31年3月)の事後点検について
- (2) 平成30年度調達等合理化計画の実施結果に関する点検について

5 審議概要

(1) 平成30年度契約(平成31年1月～平成31年3月)の事後点検について

審議対象期間における契約案件138件のうち以下の一般競争入札による契約4件を抽出し、競争性の確保等に関する点検を行った。

委員の質問及びそれに対する回答並びに委員の意見のうち、主なものは次のとおりである。

◆契約件名：ナショナルトレーニングセンター拡充棟(仮称)全自動製氷機(フルタイプ・空冷式)の調達

契約種別	落札率	応札者数	留意する点検事項
備品	37.44%	1	競争入札において応札者が1者のみ 落札率が50%以下

(質問) 予定価格の妥当性について「問題なし」としているが、結果として低落札率となっている。予定価格の作成方法については改善できるのではないか。

(回答) 今後、本件と同様の調達について参考見積りを徴取して予定価格を作成する場合は、今回よりも掛率を低くするなどの改善の余地はあると考えている。

(質問) 本件仕様書には例示品が記載されているが、その記載が一者応札の誘因となっているかのようにみえてしまうおそれもある。もう少し中立的な仕様書の作成を検討できないか。

(回答) 契約依頼部署に対しては、仕様書の作成に当たり公平性には特に留意するように、また、仕様書上納品可能な物品が複数あることを前提に例示品を示すように依頼している。

(意見) 本件において調達した物品に特殊性があるとは考えられず、仕様書に例示品を示す必要はなかったのではないかと考える。求める性能を仕様書に記載すること、例示品を記載せずに足りるのであれば記載しないことが原則であるとする。例示品の記載に当たっては、特定の製品を指定しているとみなされないよう留意する必要がある。

例示品の記載によって公平性を阻害してしまうおそれもあるため、その取扱いについては国や他の法人の事例も確認した上で検討していただきたい。

◆契約件名：ハイパフォーマンスセンター風洞実験装置の整備点検

契約種別	落札率	応札者数	留意する点検事項
保守	100.00%	1	競争入札において応札者が1者のみ

(質問) 本件はいつから一者応札が続いているのか。

(回答) 整備点検業務の調達開始時から連続して一者応札となっている。

(質問) 応札者のみが遂行可能であるとの証明書を発行してもらうことはできないのか。

(回答) 応札者以外にも遂行可能と思われる者はいるため、そのような証明を取得することは難しい。

(意見) 特になし。

◆契約件名：国立霞ヶ丘競技場ラグビー場等管理・運營業務委託

契約種別	落札率	応札者数	留意する点検事項
役務	95.69%	1	競争入札において応札者が1者のみ

(質問) 資料配付6者に対して参加申請者は1者であり、業者等から不参加の理由について「業務量が多く対応が難しい案件であるため」との回答を得ているとのことであるが、本業務を履行できる者は限られるのか。

(回答) 包括的業務委託であり業務範囲が広がっているが、情報収集のためだけに資料配付を受けた者もいると聞いており、業務内容の難しさから参加を見送った者ばかりではないと考える。また、業界の状況として人員の確保が難しくなっていることの影響もあると思われる。

(意見) 特になし。

◆契約件名：平成31(2019)年度コピー用紙の供給

契約種別	落札率	応札者数	留意する点検事項
消耗品	87.16%	1	競争入札において応札者が1者のみ

(質問) 共同調達は2回目とのことであるが、前年度と比較して予定価格が大幅に上がっているのはなぜか。

(回答) 国際情勢等の影響により市場価格が上昇していることを勘案したためである。

(質問) 年間契約とした方が、必要の都度契約するより経済的となるのか。

(回答) 安定供給の観点から年間契約とすることとした。

(意見) 市場の影響を受けやすい調達分野のようであるが、一者応札の改善策の一つとして、公告期間を更に長くしてはどうか。

(2) 平成 30 年度調達等合理化計画の実施結果に関する点検について

平成 30 年度調達等合理化計画の実施状況についての自己評価に関する点検を行った。

委員の質問及びそれに対する回答並びに委員の意見のうち、主なものは次のとおりである。

◆一者応札・応募の改善

(質問) 効果欄に「今後の一者応札・応募の改善に活用することができた」とあるが、具体的な事例を教えてください。

(回答) 意見聴取をしたことで、市場の動向を把握したり、発注区分の見直しの参考としたりすることができた。

(意見) 特になし。

◆随意契約に関する内部統制の確立

(質問) 適正契約検証チームによる随意契約事前点検の結果、全て随意契約として適正であると認められたということか。

(回答) そうである。ただし、契約マニュアルに基づく実際の契約事務手続においては、適正契約検証チームのメンバーである課長補佐職が、正式に随意契約事前点検票の回付を受ける前に随意契約理由を確認することとしていて、その際、競争入札を行うよう指導したケースが数件あった。

(意見) 特になし。

◆契約事務マニュアルの充実

(質問) 例示品の仕様書への記載について、「例示品以外に納品可能な機器（機種）がない仕様は原則 NG」と記載されているが、「原則 NG」ではなく「NG」とすべきではないか。

(回答) 物品購入契約において、例示品を記載することで公平性が損なわれる事態が生じてはならないことは承知している。その上で、「原則 NG」の例外として想定しているのは、仕様を満たす物品は現状では一つしかないが、一部改良を加えることで仕様を満たせる場合、現状において仕様を満たす唯一の品を例示品として記載することを認めているケースである。

(意見) 記載内容の趣旨については理解したが、例示品の取扱いについては検討していただきたい。特定の製品を使用したいがために例示品を記載するといった取扱いは認めべきではない。

6 主な意見

- ・ 例示品の取扱いについては国や他の法人の事例も確認した上で検討を行い、仕様書への記載に当たっては、特定の製品を指定しているとみなされないよう留意すること。
- ・ 一者応札となった案件については、改善策の一つとして公告期間を長くすることを検討すること。